

2018年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：県民生活部

2019年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	県民生活部	人権・同和対策課	2018年 4月2日	人権・同和問題に関する啓発相談業務委託	6,256,000	長崎市上銭座町2-7 部落解放同盟長崎県連合会 委員長 山口 渉	同和問題をはじめとした様々な人権問題の解決等を目的とした各種啓発、相談事業等を総合的に実施するものであり、委任事務である性格上、業務実施の上での専門性やノウハウが不可欠であり、また、他の人権関係団体とも連携がとりやすく信頼性の高いことが求められる。こうした条件を満たす団体は当連合会に限られる。	第167条の2第1項 第2号
2	県民生活部	人権・同和対策課	2018年 8月8日	「スポーツ組織と連携協力した人権啓発活動」 業務委託	4,772,671	諫早市多良見町化屋1808 -1 株式会社V・ファーレン長崎 代表取締役社長 高田 明	法務省の人権啓発活動地方委託要綱等で大きな社会的影響力を有するスポーツ組織と連携協力した啓発活動の実施を要請されており、本県には(株)V・ファーレン長崎に限られているため。	第167条の2第1項 第2号
3	県民生活部	生活衛生課	2018年 4月2日	食品衛生指導委託事業	4,100,000	西彼杵郡長与町高田郷364 0-3 公益社団法人 長崎県食品衛生協会 会長 山口 弘勝	この事業は食品衛生の向上を図り、もって消費者の健康の保護を図ることを目的とし、食品衛生法、長崎県食品衛生に関する条例に規定された、営業許可施設の事務指導や届出指導、食品衛生責任者講習会の開催について委託するものであり、業務の実施にあたっては、食品衛生に関する高度な知識及び県内全域での業務実施体制が必要である。 (公社)長崎県食品衛生協会は、食品衛生に関する高度な知識と食品衛生指導業務に精通した指導員を県内全域に有していることから、本業務を最も確実かつ効果的に実施できる同協会との1者随意契約が適当である。	第167条の2第1項 第2号
4	県民生活部	生活衛生課	2018年 4月25日	地域猫不妊去勢手術業務委託	2,600,000	諫早市貝津町3031 公益社団法人 長崎県獣医師会 会長 池尾 辰馬	「地域猫活動推進事業」は離島を含む県内全域を対象としており、県内各地での手術実施に対応するためには、長崎県内の獣医師から構成される公益社団法人である長崎県獣医師会以外に委託先はなく、本契約において競争見積は不相当である。	第167条の2第1項 第2号
5	県民生活部	生活衛生課	2018年 5月21日	油症の治療等に関する研究委託事業	1,183,000	長崎市坂本1丁目7番1号 長崎油症研究班 班長 竹中 基	油症の治療等に関する専門的な調査研究に係る委託業務であり、長崎油症研究班は、長崎大学病院を中心とした医師らで組織され、油症の診断及び治療に関して油症発生当時から研究を進めており、長崎油症研究班以外に油症に関しての研究は行われていない。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約とする。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2018年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：県民生活部

2019年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
6	県民生活部	生活衛生課	2018年 5月21日	残留農薬検査業務委託	単価契約 ◎ 59,800.00	西彼杵郡長与町高田郷364 0-3 公益社団法人長崎県食品衛生 協会 会長 山口 弘勝	検査は行政処分が伴うため、検査の信頼性が確保される食品衛生法第33条の基準を満たす登録検査機関でなければ委託ができない。残留農薬検査が可能な九州地区の登録検査機関は、沖縄県を除いて7機関あるが、検査の効率、有効性、陽性事例対応などを考慮した場合、極力検体搬入から検査結果判明までの時間を短縮しなければならない。なお、県内における登録検査機関は(公社)長崎県食品衛生協会の1機関のみである。九州各県における残留農薬検査の外部委託は、宮崎県、大分県の2自治体で実施されており、いずれも検査の効率性、搬入から検査開始までの時間を考慮し、県内唯一の登録検査機関に1社随意契約を行っている。以上のことから、委託する業務の性質上、他の自治体と同様に県内唯一の登録検査機関である(公社)長崎県食品衛生協会との1者随意契約にすることが妥当である。	第167条の2第1項 第2号
7	県民生活部	生活衛生課	2018年 7月6日	平成30年度カネミ油被害者の血液検査業務委託契約	単価契約 ◎ 10,300.00	東京都新宿区西新宿二丁目1 番1号 株式会社 エスアールエル 代表取締役 東 俊一	油症検診は全国油症治療研究班から委託を受けて実施しており、その検査結果については、油症治療法の研究に利用されている。 一般の健診とは違い、高精度の研究データが求められるものであるが検査業者が変わることにより、数値に差が生じることで、統一的な検査結果が得られなくなるとともに、過去の結果との比較ができなくなることから、委託元である全国油症治療研究班から同一業者による継続した検査を文書により指示されている。 よって、引き続き(株)エスアールエルとの1者随意契約とするものである。	第167条の2第1項 第2号
8	県民生活部	生活衛生課	2018年 7月6日	平成30年度カネミ油症検診業務委託契約	単価契約 ◎ 16,350.00	諫早市多良見町化屋986番 地3 公益財団法人長崎県健康事業 団 理事長 森崎 正幸	測定機材を積んだ検診車と検査技師をセットで借り上げて、検診会場で骨密度測定検査、心電図検査、腹部超音波検査及び胸部検診を実施できる業者は、県内では(公財)長崎県健康事業団のみであるため、1者随意契約とする。	第167条の2第1項 第2号
9	県民生活部	生活衛生課	2019年 3月28日	平成31年度犬捕獲抑留等業務委託契約	39,808,800	大村市西三城町51番地 有限会社 長崎県畜犬愛護指 導協力会 代表取締役 深田 良隆	狂犬病予防法違反犬の捕獲、抑留、殺処分、焼却後の骨灰の処理は、公衆衛生業務の一つとして欠くことのできない業務だが、一般に敬遠される業務であり、かつ、一定の技術・経験が不可欠な業務である。また、業務には動物の飼養管理業務も含まれており、遂行には専門性が求められている。 なお、過去4年間(H25~H28)の業務委託については、一般競争入札を実施したが、すべて当該業者による一者応札であった。 これらのことから、本業者以外に県内で業務を遂行できる者がいないため、1者随意契約とする。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
10	県民生活部	計量検定所	2019年 3月22日	特定計量機器検査等業務委託	13,888,000	長崎市銭座町3-3 一般社団法人 長崎県計量協 会 代表理事 片桐 一徳	当該契約は商取引等で利用される特定計量器の精度 を検査する業務であり、計量士資格など高度な専門性 を必要とする。 業務委託にあたっては、計量法に基づき知事が「指 定期検査機関」として指定した検査機関のみが当該 業務を受託できることとなっているが、申請に基づき 長崎県知事が指定した事業者は一般社団法人長崎県計 量協会のみであるため、1者随意契約とするもの。	第167条の2第1項 第2号
11	県民生活部	男女参画・女性活躍推進 室	2018年 4月3日	平成30年度ながさき女性活躍推進会議運営業 務委託	7,070,096	長崎市桜町4番1号 長崎県経営者協会 会長 宮崎 正生	「ながさき女性活躍推進会議」の企画委員会等の開 催、県内企業経営者等向け女性活躍推進セミナーの実 施、企業経営者への会員登録の働きかけ等を効率的・ 効果的に実施するためには、県内経済団体へ委託する 必要がある。 長崎県経営者協会は、女性活躍推進に係る調査・課 題分析やアクションプランを策定している日本経済団 体連合会の県組織である。 女性活躍推進法の成立により、事業主は、女性の活 躍推進に向けた事業主行動計画の策定が必要となった が、当該団体は過去には一般事業主行動計画策定支援 事業を受託し企業への指導等、平成26年度には女性 活躍推進に関する企業アンケート調査や賃金や労務管 理の調査研究活動も行っている。 また、県が平成28年度に実施した女性活躍に関す る事業所へのヒアリング調査・課題分析においても、 「ながさき女性活躍推進会議」の事務局であった当該 団体と連携して実施するなど、当該団体は上記のとおり 女性活躍推進への理解が深い。 これらの理由により、当該業務を効果的に実施する にあたり、長崎県経営者協会が最適な団体であるため 随意契約とする。	第167条の2第1項 第2号
12	県民生活部	交通・地域安全課	2019年 3月28日	性暴力被害者支援業務委託	8,553,655	長崎市大黒町3-1 公益社団法人 長崎犯罪被害 者支援センター 理事長 前田 和明	本業務は、性暴力被害者の心身の負担軽減及び健康の 早期回復並びに被害の潜在化防止を図るため、専門の 支援窓口を設置し、相談、医療、カウンセリング、付 添い等、被害者に必要な支援を関係機関・団体と連携 して実施する極めて公益性が高い業務である。犯罪 被害者支援を目的に設立された「公益社団法人長崎犯 罪被害者支援センター」は県内で唯一、長崎県公安委 員会から「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受け ており、信頼性が高く、被害者支援に必要な専門性や ノウハウがあり、本業務を適正に実施できる唯一の団 体であるため、1者随意契約とするもの。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。